

議案第四五号

小鹿診療所譲り受けについて

中部厚生農業協同組合連合会所嘱厚生病院出張へき地診療所  
(小鹿診療所)につき別紙契約書に基き譲り受けするものとする

昭和三十六年六月二十四日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十六年六月二十四日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

黒取 昭  
東伯 都三  
朝町 議書  
議長 印

# 契 約 書

中部厚生農業協同組合連合会長(以下「甲」という)と三朝町長(以下「乙」という)との間に  
小鹿診療所の譲渡について次の条項により契約を締結する。

第1条 甲はその所有する小鹿診療所の物件を乙に第2条の条件で譲渡するものとする

第2条 甲が乙に譲渡する物件及び譲渡条件は次のとおりである。

1. 所在地 鳥取県東伯郡三朝町大字東小鹿1560の3番地

2. 名称 小鹿診療所

3. 物件の構造 坪数及価格 診療棟及住宅 木造モルタル塗スレート葺平屋建  
25坪 無償

4. 備品 無償 別紙備品明細表のとおり。

5. 開設後 国庫補助対象外として甲が金額負担して設備した固定資産の譲渡  
価格

イ 診療棟付屋控室 2坪 48,000円

ロ 物置小屋 15坪 33,300円

ハ 水道設備 10,000円

計 91,300円

第3条 乙は譲り受けの物件を厚生病院に無償貸与し同病院に運営の一切を委託  
するものとする。

第4条 厚生病院が委託をうけて運営するに当り生じたところの赤字は全額  
乙が負担するものとする。

第5条 乙は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年  
政令第255号)及び同令(昭和30年)第14条第1項第2号により厚生大臣が定

ある期間内において、譲渡後、前記の財産のうち、補助金等の交付の目的となつた不動産及びその従物並びに令第13条第4号により厚生大臣が指定する機械及び器具(以下「補助財産」という)を補助金等の交付の目的に及びして使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供する場合には、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。

第6条

乙は補助財産を善良な管理者の注意をもつて管理運営するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

第7条

乙は厚生大臣の承認を受け、補助財産を処分することにより、収入があつた場合には、厚生大臣の定めるところにより、その収入の一部を国庫に納付しなければならない。

第8条

乙は上記の条件及びこれに基づく厚生大臣の処分を違反したときは、厚生大臣の定めるところにより、国庫補助金相当額の全部又は一部を国庫に納付しなければならない。

第9条  
第10条

この契約に明示のない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定する。  
この契約は譲渡したつて、厚生大臣の承認を受けた日をもつて効力を生じ、同日をもつて譲渡期日とする。

上記契約を証するため本書二通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自一通を所持するものとする。

昭和36年6月7日

甲 中部厚生農業協同組合連合会長

小林 俊 治

乙 三 朝 町 長

坂 出 雅 己